

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和5年5月1日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都大田区大森西5丁目21番16号 氏 名 学校法人 東 邦 大 学 理 事 長 炭 山 嘉 伸 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号03-3762-4151</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	東邦大学医療センター大森病院
事業場の所在地	東京都大田区大森西6丁目11番1号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数 916床
③従業員数	約2,016人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物 → 焼却処理又は溶解処理 → 再資源化（溶解スラグ化）又は管理型埋立 ・ 汚泥（有害） → コンクリート固型化処理又は凝集沈殿処理・ 焼却処理 → 管理型埋立又は再資源化 ・ 廃油（引火性） → 油水分離 → 焼却処理（焼却灰を再資源化）又は → 焼却処理 → 管理型埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	排 出 量	1.18 t	0.65 t
	（これまでに実施した取組） ・当該廃棄物の排出量を抑制する為、他の廃棄物等の混入される事がないように、院内の委員会等を通じて分別の徹底を周知した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	排 出 量	1.10 t	0.65 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も当該廃棄物と他の廃棄物等の混入がされる事が無いように、分別の徹底に周知すると共に当該廃棄物の低減に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・当該廃棄物は施錠管理された専用保管庫内にて、他の廃棄物等との混入が無いように分別され、厳重に保管されている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・今後も当該廃棄物は施錠管理された専用保管庫内にて、他の廃棄物等との混入が無いように分別されるよう、厳重な保管並びに管理の維持・継続に努める。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
排 出 量	0.00 t	546.67 t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
排 出 量	0.00 t	546.00 t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 （これまでに実施した取組）	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 （今後実施する予定の取組）	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	全処理委託量	1.18 t	0.65 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.18 t	0.65 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.18 t	0.65 t
	（これまでに実施した取組） ・委託業者との契約の際は、必ず書面による契約を行っている。 ・委託業者（処分場）の視察を行っている。 ・委託業者との連絡・連携の充実を図り、廃棄物や排出量等に関する意見交換や情報交換に努めている。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】








特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
全処理委託量	0.00 t	546.67 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	546.67 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	546.67 t	- t	- t

【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥（金属等を含むもの）
全処理委託量	1.10 t	0.65 t
優良認定処理業者への処理委託量	1.10 t	0.65 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.10 t	0.65 t
(今後実施する予定の取組) ・今後も委託業者との契約は必ず書面にて行う。 ・委託業者（処分場）の視察は、今後も引き続き行っていく。 ・廃棄物や排出量に関する積極的な意見交換や情報交換を通して、委託業者との連絡及び連携をさらに強化していきたい。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	548.50 t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	感染性廃棄物	廃アルカリ	
全処理委託量	0.00 t	546.00 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	546.00 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	546.00 t	- t	- t

東邦大学医療センター大森病院 廃棄物処理区分一覧

担当部署 施設課／内線3152.3153

感染性	区分	種別／形状	容器写真	対象物の例	注意事項・その他
非感染性廃棄物 (血液体液汚染なし)	紙くずゴミ	1 一般可燃物		<ul style="list-style-type: none"> 紙ごみ ペーパータオル ペットボトルの生活ゴミ 	<ul style="list-style-type: none"> 血液体液付着が明らかな場合は感染性廃棄物へ廃棄
		シュレッダ－切断後の紙類 新聞、雑誌類 ビン、缶 ペットボトル	各表示に従う	<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙類 (シュレッダ－切断) 新聞、雑誌類 飲料用のビン、缶、ペットボトル 経管栄養の空缶 	
	燃えないゴミ	電池類		<ul style="list-style-type: none"> 一般的な乾電池、充電池 リチウム電池 等 	
		2 ビニール、プラスチック類		<ul style="list-style-type: none"> ビニール、プラスチック類 消薬等のプラスチックボトル バイアルの蓋 針類のキャップ 衛生材料・診療材料のビニール包装など 	
感染性廃棄物 (血液体液汚染あり)	SD容器 黒ビニール 段ボール	3 非鋭利 (固形状)	ハザードマークの色  橙色	<ul style="list-style-type: none"> 手袋・マスク・ガウン等の防護具類 アルコール綿、ガーゼ、包帯類 点滴ボトル(プラスチック針の露出がない物) 綿球や綿棒等 ティッシュシート、ティッシュタオル 絆創膏類 栄養点滴セット類 酸素マスク類 	<ul style="list-style-type: none"> 感染性廃棄物は容器8割になつたら蓋をして廃棄し、手や足で押し込まない。 感染性廃棄物の移し替えや廃棄容器の再使用はしない。 蓋のある状態で設置し、串通路や医療者の目が届かない場所へは設置しない。 清掃作業員は、梱包されたものの回収作業を担当し、梱包作業は行わない。 白SD蓋は梱包時に交換する。 使用後の針類は、トレイやビニール袋に入れず携帯用針捨て容器を必ず持ち参り速やかに廃棄。 点滴作成台設置の携帯用針捨て容器には血液汚染のないもののみ廃棄。
		4 鋭利状	 黄色	<ul style="list-style-type: none"> 注射針、縫合針、翼状針など針類全般 薬品瓶、バイアル、ガラスアンプル 針付注射器 輸液セット 破損したガラス 輸血パック/ル/ルート 抗凝剤ボトル/ルート 携帯用針捨て容器 (蓋を閉め容器ごと廃棄) 	
	5 排液 (液状泥状)	 赤色		<ul style="list-style-type: none"> チェストドレインバッグ ※患者から排出される尿、便、ドレイン排液は汚物処理槽またはトイレに流す。	
その他	胎盤／臓器／骨 RI (放射線廃棄物)				<ul style="list-style-type: none"> 手術室、3号館4階西、救命センターのみ設置 他部署は必要時に施設課へ相談 取扱い部署でのみ取扱い 法令に基づき処理

東邦大学医療センター大森病院廃棄物管理規程

(目的)

第1条 この規程は、東邦大学医療センター大森病院(以下「病院」という。)から排出する廃棄物を適正に処理するため、その性状(固形・液体・可燃性・難燃性・不燃性・有毒物・危険物・感染性)に応じて、それぞれの分別・回収・保管・収集・運搬・処理処分に関する具体的な手続き等を定めることにより、院内感染防止及び感染性廃棄物による環境汚染の防止を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)及び東京都廃棄物条例に基づく適正な処理の実施について必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の範囲)

第2条 本規程における廃棄物の範囲は、「廃棄物処理法」に規定する一般廃棄物・産業廃棄物・有害廃棄物ならびに本規程第6条「廃棄物処理区分基準系統図」に示す一般廃棄物・産業廃棄物としRI放射性関係廃棄物は除く。(以下「廃棄物等」という。)

また、感染性廃棄物とは、次の各号に掲げる廃棄物をいう。

- (1) 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)並びに血液製剤(以下「血液等」という。)の廃棄物
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物
- (3) 血液等が付着した鋭利な廃棄物
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられた廃棄物
- (5) その他血液等が付着した廃棄物
- (6) 伝染病予防法、結核予防法その他の法律に規定されている疾患等により患した患者から発生した廃棄物又はこれらが付着し、若しくは付着のおそれがある廃棄物で前各号に該当しないもの

(管理体制)

第3条 本規程に従って廃棄物等を適正に管理するため、事務部長を廃棄物総括管理責任者定め、廃棄物等の管理体制を充実するものとする。

2. 廃棄物総括管理責任者の諮問に応じ必要な事項を審議するため、「院内廃物管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置き、同者の依頼により以下の部署の所属長より廃棄物管理委員を任命させることとする。

- (1)看護部
- (2)副院長 (院内感染予防対策委員)
- (3)臨床検査部
- (4)病院病理部
- (5)輸血部
- (6)臨床工学部(人工透析室)
- (7)院内清掃委託業者
- (8)事務部 (施設課長・用度課長)

3. 廃棄物総括管理責任者の指名にて事務部施設課係員より特別管理産業廃棄物責任者廃棄物管理責任者の資格を有する者の中から選任し日常運営に関する処理責任者を任命させる。

4. 廃棄物管理委員は、病院における廃棄物による感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 感染性廃棄物に関する規程等の制定及び改廃への参画
- (2) 感染性廃棄物に関する重要な計画作成への参画
- (3) 立入検査等の立会い
- (4) 感染事故等の原因調査への参画
- (5) 院長に対する具申
- (6) 感染性廃棄物の処理等に関する帳簿、書類等の監査
- (7) 関係者への助言、勧告及び指示
- (8) その他感染性廃棄物の処理に関する必要事項

(廃棄物処理区分)

第4条 廃棄物の種類、分別、容器、性状等に応じた具体的な処理分について「廃棄物処理区分基準系統図」を別に定める。

2. 全ての職員ならびに関係者は、「廃棄物処理区分基準系統図」を遵守するものとする。

3. 感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別して排出するものとする。

4. 感染性廃棄物は、本院指定の感染性廃棄物を保管する専用容器に分別し処理する。

- (1) 液状又は泥状のもの
- (2) 固形状のもの
- (3) 鋭利なもの

5. 感染性廃棄物と他の廃棄物が混合する場合は、全部を感染性廃棄物として取り扱うものとする。

(廃棄物等の減量化)

第5条 全ての職員ならびに関係者は、資材の導入や物品等の使用にあたり、廃棄物等の減量化を図るものとする。

(収集及び運搬)

第6条 感染性廃棄物の病院内における収集及び運搬は、運搬途中で内容物が飛散又は流出するおそれのない容器で行うものとする。

(表示)

第7条 感染性廃棄物を収納する容器には、感染性廃棄物であることを識別できるよう、バイオハザードマーク(別記様式)を付けるものとする。

(保管)

第8条 感染性廃棄物は、他の廃棄物とは区別して保管し、保管期間は極力短期間とする。

2. 保管場所は、関係者以外立ち入れないようにするとともに、目につきやすい所に感染性廃棄物の存在及び取扱いの注意事項を表示する。

(記録)

第9条 責任者は、感染性廃棄物の処理実績について記録し、5年間保存する。

(緊急時の連絡体制)

第10条 廃棄物の処理に関して緊急事態が生じた場合は、廃棄物総括管理責任者の指示を仰ぎ院内感染対策委員会、医療安全部等関係部署へ適時報告し事態に適切に対応する。

(管理事務担当)

第11条 廃棄物等の処理に関する事務、記録の作成ならびに保管、委託処理の場合の「マニフェストシステム」による管理ならびに事務手続き等については、事務部施設課が担当する。

(規程の改廃)

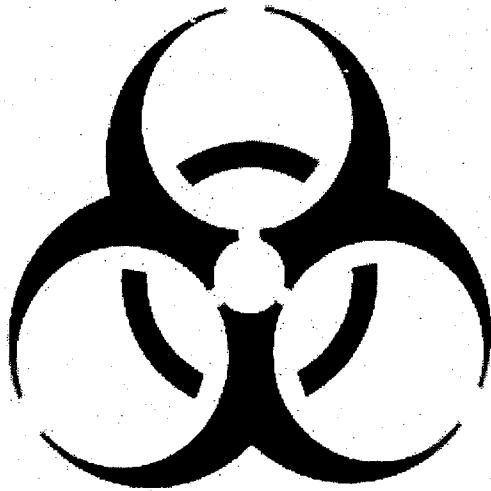
第12条 本規程の改廃は、委員会にて検討し病院運営審議会の議を経て、決定する。

附 則 本規程は平成18年4月1日より施行する。

附 則 この規程は一部改正の上、平成26年4月1日よりこれを施行する。

別紙様式(第7条関係)

バイオハザードマーク



赤色または朱色

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。